

四国中央市建設工事秘密保持調査実施要綱

令和4年6月29日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）における職員の秘密の保持に関する調査（以下「調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、入札に付す建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当する建設工事とする。

- (1) 四国中央市低入札価格調査実施要綱（平成24年四国中央市告示第136号）第3条第1項に規定する調査基準価格と同価格又は近似価格で落札された建設工事
- (2) 四国中央市低入札価格調査実施要綱第3条第5項に規定する最低制限価格と同価格又は近似価格で落札された建設工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が調査を行うことが必要と認める建設工事

(調査の実施)

第3条 契約担当部長は、対象工事について、調査を実施するものとする。

2 調査は、予定価格、設計金額（積算の基準となるものを含む。）その他入札又は契約に関する情報のうち秘密として管理されているものの取扱いに関して、設計積算担当職員その他市長が必要と認める職員からの聴取により実施するものとする。

(調査報告)

第4条 前条第1項の調査を実施した契約担当部長は、当該調査の結果を四国中央市公正入札調査委員会要綱（平成16年四国中央市訓令第43号）第1条に規定する四国中央市公正入札調査委員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。